

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

発行所 NPO ピースデポ(平和資料協同組合)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動:
法人 Pacific Campaign for Disarmament and Security)

〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3 3 1 日吉グリーネ102号

TEL : 045-563-5101 FAX : 045-563-9907 E-mail:office@peacedepot.org

http://www.peacedepot.org/

編集責任者 梅林宏道 郵便振替 口座番号: 00250 1 41182 加入者名: 特定非営利活動法人ピースデポ

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

148 01/10/1

¥200

9.11無差別・大量殺戮テロに直面して

苦悩する誠意と拒否する勇気

梅林宏道

80パーセントの国民が、報復攻撃を支持しているときに、大統領がその世論に従うのはたやすい。しかし、真の解決は何かと問い、方向を指し示す大統領こそ、指導者の名に値する。

テロを無くすために世界の友人とともに行動したいと考える日本人が増えていることには、プラスの要素がある。それを米政府の行動に沿わせようとする首相は無能である。真の解決のために、アジアの国・日本のビジョンを説いてこそ指導者と言える。

9.11火曜日の惨事によって、私たちに突きつけられている問いは二つである。無差別・大量殺戮テロを行った犯人を法の下で罰すること。報復の武力行使を煽り別の政治目的を達しようとする奸物の手を縛ること。

人類は、科学・技術のみ高度化し、今回のような無差別・大量殺戮テロを裁くシステムをまだもっていない。惨状を目の当たりにした市民の中に、正義が実現しない無力感が触媒となって、報復の論理が増殖する。私たちは、まず苦悩している現実を確認するところから出発すべきだ。

8月5日、広島で「戦争防止地球行動」についての議論があった。21世紀を戦争を非合法化する世紀にしようという志で始まった運動である。ピーター・ワイス国際反核法律家協会会長は言う、「貧困、差別など戦争の根本原因を無くすテーマはどうなっているのか。戦争防止地球行動の提唱者の一人ソール・メンドロビッツは言う、「いかなる戦争も根本原因を立証するのは困難である。犯罪の根本原因を立証できなくても、我々は司法制度を作ってきた。」

根本原因を無くする努力と、法を確立する努力は、車の両輪である。戦争も、テロも、法の支配の制度を確立しても、根絶できないだろう。しかし、正義を実現する制度があれば、

報復攻撃の論理の膨張は抑制できる。

現在の国連は、不完全であり無力である。しかし、国際法の支配によって国際秩序を維持しようという方向を持って存在している唯一の実効的機関である。戦争に向かって跳梁する奸物を縛る法的原理と、部分的とは言え制度的手順がそこにはある。「武力攻撃をするな」という民衆の声が強ければ強いほど、この萌芽的な手掛かりは力を発揮する。

摩天楼が切り裂かれ崩落する遠景を見たとき、窓の巨大ガラスに鈴なりになっている人間の姿を見たとき、堆いビルの瓦礫の山の鮮明な近景を見たとき、まったく違った衝撃が体を走った。もし、1945年、原爆投下直後のテレビ映像が、世界に放映されていたならば、それはもっと激しく世界を震撼させたであろう。人々は、絶対にやってはならないことを、そこに見たであろう。被爆者は、言葉の凝縮を重ねてそれを「絶対悪」と呼んだ。

ニューヨークの火曜日を裁く原理は、核兵器を裁く原理と違うことはできない。1996年、核兵器の国際法違反を審議した国際司法裁判所(ICJ)の記録によると、クリストファー・ウィラマン・トリ判事は、次のように陳述した。

「(核兵器を使用する者が、その結果に対して)法的責任を免れることが出来るような、つじつまのあった如何なる法体系も存在しない。それは、時速150キロのスピードで市場の混雑の真ん中に突っ込んだ自動車の運転手が、死亡した誰かを殺す意図はなかったという理由で責任を免れることができないのとまったく同じである。」

アメリカや日本の指導者は、今回の「テロ」において何が裁かれるべきかすらも分かっていない。私たちは胸を張って報復攻撃を拒否しよう。法の支配の確立を求めて、世界に向かって主張し、行動しよう。

国連決議を 武力行使容認と見るな

安保理常任理事国(5カ国):
米国、ロシア、英国、フランス、中国
現在の非常任理事国(10カ国):
シンガポール、チュニジア、ウクライナ、バ
ングラデシュ、コロンビア、アイルランド、
ジャマイカ、マリ、モーリシャス、ノルウェー

テロ事件(9月11日)の翌日9月12日、国連総会および安全保障理事会はそれぞれ決議を採択した(3ページ)。

国連憲章では、いかなる紛争もまず第一に平和的に解決する義務があると明確に定めている(第33条1項)。

いっぽう、国際の平和および安全の維持に関する主要な責任は安全保障理事会が負い、加盟国は、安保理が加盟国に代わってこの責任を果たすことを同意する、という関係にある(第24条)。

具体的には、平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為があった場合に、安保理はまず、()それらの行為が存在することを認定する(第39条)。その上で、国際の平和と安全を維持または回復するために、()まずは経済制裁など非軍事的措置をとる(第41条)。しかし、()非軍事的措置では不十分であると認めるときには、国連軍ないし加盟国軍による軍事的措置をとることができる(第42条)。

このように安保理が紛争解決の任務を遂行している局面では、総会は、安保理が要請しない限りこの紛争についていかなる勧告もしてはならない(第12条)。

今回は、()安保理は明確に「国際の平和および安全への脅威」であると認定した(主文1)。これをもって米国の武力行使が認められるとの議論には無理がある。以下のような理由からである。

タリバン経済制裁決議

重要なことは、今回の安保理決議は、首謀者と報道されているオサマ・ビンラディン氏や、タリバンやアフガニスタンについて、何ら事実認定も言及もしていないことである。

国連安保理がオサマ・ビンラディン氏やそれをかくまうタリバンを名指しで非難した主要な決議としては、1999年10月15日の決議1267、2000年12月19日の決議1333が挙げられる。安保理は、これらの決議により、タリバンがアフガニスタン領内でビンラディン氏のテロ活動をかくまってい

るといふ事実認定を行い、これを国際の平和および安全への脅威と認定し、タリバンへの経済制裁措置を決定し、具体的に項目を列挙している。

()の措置である経済制裁においてもこのような事実認定が行われているのであるから、いわんや()の措置である軍事措置が認められるためには、より明確な事実認定が必要と言える。今回の決議で言及されている99年10月19日の決議1269は、テロ対策措置を一般的に並べた決議であって、個別事実関係を特定していない決議である。

自衛権の発動か

いっぽう、国連憲章は、安保理が平和の維持に必要な措置を講ずるまでの間の加盟国による自衛権の行使は制限されないとしている(第51条)。米国政府は、軍事行動を認める新たな安保理決議を要請するかどうかは決めていないと述べると同時に、自衛権の発動として武力行使を行う可能性を示唆している。

フライシャー・ホワイトハウス報道官:国連に新たに何かを求めるのかどうかについて、はっきりしたことは何もまだない。しかし、もちろん、国連憲章にしたがって、すべての国家は自衛の行動をとる権利がある。(9月18日、9月19日にも同様の発言。)

ここで注意しなければいけないことは、第一に、確かに今回の安保理決議は「自衛権」に言及しているけれども、ここでは一般論として言及されているにすぎない。誰からの攻撃に対する自衛権かとの事実認定はない。第二に、仮に米国が自衛権の発動として武力行動を起こした場合でも、それは安保理が安保理としての行動を起こす前段階で認められるに過ぎない。第三に、米国が自衛として武力行使した場合には、直ちに安保理に報告する義務が発生する(第51条)。

新決議は不要か

今回の決議1368は、「必要なすべての

措置をとる準備」を表明しているが、具体的に軍事行動を起こすことの権限を付与する内容にはなっていない。報道では、米政府もアナン国連事務総長も、軍事行動を認める新たな決議は求めない方向だ、とされている。アナン総長は以下のように発言している。

アナン事務総長:まず最初に言いたいことは、安保理はきわめて迅速に行動して、この問題で決議を通したということだ。迅速に行動しただけでなく、その決定は全会一致であった。安保理は、例えば湾岸戦争やその他の事態に際して重要な役割を果たした。私が重要だと思うのは、今回の事件は私たちすべての問題なのであるから、国家連合はできる限り広く、すべての国家、できる限り多くの国家を含むようなものになるべきだということだ。(9月19日)

湾岸戦争の場合、安保理は1990年8月2日の決議660で侵略行為と平和の破壊を認定し、同年11月29日の決議678で、91年1月15日までにイラクがクウェートから撤退しない場合には「必要なすべての措置を利用する権限を加盟国に付与」した。そして、91年1月17日、戦争が開始された。

武力行動開始には、事実認定と権限付与を明記した新決議が必要であると見るのが妥当だ。そして、国連事務総長も米政府も、今の時点でそれを否定はしていない、というのが正確だろう。

米決議は交戦宣言

いっぽう、米上下院は、9月14日に米軍による反テロの軍事行動を認可する決議を可決(4ページ)するとともに、テロの被害への緊急援助と反テロ軍事行動費用を合わせて計400億ドルの緊急歳出を行う法律を成立させた(3ページ)。軍事行動認可決議は、1973年の戦争権限決議に基づいて、米軍が交戦状態に入ったことを宣言している。テロリストによる「合衆国に対するさらなるテロ行為」が来ることが前提となっており、これへの対応としての武力行使を認めた形だ。

歳出については、今回決定額の半額

である200億ドル以上が復旧援助に向けられると明記されており、軍事費の割り

当ての明記はない。今後大統領による新たな予算要求と議会での立法がされ

ることが明記されており、監視が必要である。(川崎哲)

安保理決議1368(2001)

2001年9月12日、安保理第4370会合で採択。全会一致。

安保理は、

国連憲章の原則と目的を再確認し、

すべての手段をもって、テロ行為による国際の平和と安全に対する脅威と戦うことを決意し、

憲章にしたがって、個別のおよび集団的自衛の固有の権利を認識し、

1. もっとも強い言葉で、2001年9月11日にニューヨーク、ワシントンD.C.およびペンシルバニアで起きた恐るべきテロ攻撃を無条件に非難する。そして、この行為が、いかなる国際テロとも同様に、国際の平和と安全に対する脅威であると認識する。
2. 被害者および家族に対し、またアメリカ合衆国の国民および政府に対し、もっとも深い弔慰と哀悼を表明する。
3. すべての国家に対して、これらテロ攻撃の実行犯、組織および後援者を法

に照らして処断することに緊急に協力して取り組むことを呼びかける。そして、これらの行為の実行犯、組織および後援者の援助、支援、隠匿の責を追う者たちは責任を問われるであろうことを強調する。

4. また、国際社会に対して、より強い協力や、関連する国際反テロ諸条約および安保理諸決議と合わせ、1999年10月19日の決議1269(1999)の完全履行などによって、テロ攻撃を予防し鎮圧する努力を倍加させることを呼びかける。
5. 国連憲章の下での責任にしたがって、2001年9月11日のテロ攻撃に対応するすべての必要な措置をとるとともに、あらゆる形態のテロに対抗する準備があることを表明する。
6. この問題への関心を維持することを決定する。(訳:川崎哲)

国連総会決議56/1

(2001年9月12日無投票で採択)

アメリカ合衆国でのテロ攻撃の非難

総会は、

国連憲章の目的と原則に導かれて、

1. 国連の受け入れ市ニューヨークおよびワシントンD.C.の両市とペンシルバニアでの、莫大な人命の喪失、破壊および損害をもたらした凶悪なテロ行為を強く非難する。
2. このような悲しい悲惨な状況にあるアメリカ合衆国の国民および政府への哀悼と連帯を表明する。
3. 2001年9月11日の不法行為の実行犯、組織および後援者を、法に照らして処断するための国際協力を緊急に呼びかける。
4. テロ行為を予防し根絶するための国際協力を緊急に呼びかける。そして、テロ行為の実行犯、組織および後援者の援助、支援、隠匿の責を負う者たちは責任を問われるであろうことを強調する。(訳:川崎哲)

第107議会 第1会期

追加的災害援助、反テロ構想、2001年9月11日に起きた悲劇からの回復の援助、その他の目的のための、2001会計年度における緊急補足歳出を行う法律 S. 1426 2001 9 14

召集され開会中のアメリカ合衆国上院および下院によって以下のことが立法化される。以下の金額が、それ以外に割り当てられていない財務省のあらゆる金銭から、2001会計年度の緊急補足歳出を供給するために割り当てられる。

大統領行政府および大統領に割り当てられた資金

緊急対応資金

(資金の移転を含む)

2001年9月11日に起こった合衆国に対するテロ攻撃への対応のための緊急費用として、攻撃の被害者に援助を供給するため、および攻撃による他の結果に取り組むため、400億ドルを、費やされるまでの間使用可能としておく。それには次の費用が含まれる。(1)連邦、州、および地方の、攻撃を軽減し攻撃に対応するための準備態勢を向上させる費用。(2)国内および国際のテロに対抗し、これを調査し、または訴追するための支援を行う費用。(3)運輸における安全を増大させる費用。(4)攻撃によって損害を被った公共の施設および運輸システムを修復する費用。(5)国家の安全を支持する費用。条件として、これらの資金が、この法律の目的に合ういかな

る連邦政府の認可された活動に移転しうる。さらなる条件として、議会がこの総額を1985年の「均衡予算および緊急赤字管理法」第251(b)(2)(A)節にしたがった緊急要件と指定すること。さらなる条件として、400億ドルを1985年の「均衡予算および緊急赤字管理法」に定義された緊急要件として指定することを含む、公式な予算要求が大統領により議会に伝達される場合に限り、400億ドルが使用可能となること。さらなる条件として、これらの資金の移転の前に、大統領が、下院および上院の歳出委員会の議長および少数党幹部議員と協議すること。さらなる条件として、ここにおいて使用可能となる400億ドルのうち100億ドルは、「経営および予算局」の局長が、下院および上院の歳出委員会に、その省ないし局の資金を使用する割り当ておよび計画の提案を提出してから15日経つまでは、いかなる省ないし局への移転も認められないこと。200億ドルは、2001年9月11日のテロ行為への対応としてこれに続く緊急歳出法案が成立したときに限り、支払い可能となること。さらなる条件として、大統領が、資金の割り当てを提案する修正予算要求を伝達すること。さらなる条件として、400億ドルの2分の1以上が、法律での認可にしたがって、2001年9月11日のニューヨーク、バージニアお

よびペンシルバニアでのテロ行為に関連する災害復旧活動および援助に充てられること。さらなる条件として、「経営および予算局」の局長が、これらの資金の使用について、4半期ごとの報告を、2002年1月2日より前に始めて、歳出委員会に提出すること。さらなる条件として、大統領が、この法律によって特定された目的のためのこれ以上の資金要求に合う詳細の要求を、実行可能な早期において議会に提出すること。

総論条項

第1節 この法律によって割り当てられた、またはこの法律における資金の移転によって使用可能となった、諜報活動のための資金は、1947年の国家安全保障法(50 U.S.C. 14)の第504節の目的のために、議会によって特定の認可されるものとする。

第2節 この法律によって割り当てられた、またはこの法律における資金の移転によって使用可能となった資金は、公本法91-672の第10節、1994および1995会計年度の外交認可法の第313節、1956年の國務省基礎認可法の第15節にもかかわらず、支払われ費やされる。

この法律は「合衆国テロ攻撃からの復興およびこれへの対処のための2001緊急補足歳出法」と引用される。(訳:川崎哲)

注:上院 賛成96、反対0。

下院も同日決議(H.R. 2888)

賛成422、反対0。

米同時多発テロ経過 2001 9.11 ~ 2001 9.20 (日付は現地時間)

米国	日本	在日米軍基地	世界
9/11 NYとDCで、ハイジャック民間機による同時多発テロ。大統領、事件後初のテレビ演説で報復決意。	政府、官邸に対策室設置。首相、米軍基地など厳重警備指示。	米軍基地、最高度の基地警戒体制「レベル・デルタ」。	NATO、緊急理事会で集团的自衛権の行使を決定。
9/12 大統領、「テロを超えた戦争行為」と声明。 82人の遺体発見。 パキスタン政府に協力要請。	首相、記者会見で、米国の対応を支持する姿勢を表明。 政府、安保会議招集。6項目の政府対処方針を決定。	オブライエン、ペルシャ湾にいる。中谷防衛庁長官、基地の警戒態勢強化を指示。 佐世保、強襲揚陸艦エセック試運転で出航。オブザベーションアイランド出航。	国連総会、安保理でテロ非難決議を採択。 パキスタン紙、ビンラディン氏の犯行容疑否認を報道。
9/13 パウエル国務長官、ビンラディン氏が主要容疑者と初めて言及。行方不明者数4,763人(NY市)、FBI、ハイジャック実行犯18人の身元特定。	政府、対米支援の具体的中身の検討に入る。 政府、与党内で有事法制論議が再燃。中谷防衛庁長官、自衛隊による米基地警備に言及。 自民党の山崎幹事長、与党3党の幹事長会談で、自衛隊法改正を提案。公明は賛否留保。	基地警戒体制「レベル・チャーリー」に緩和。 岩国にFA18、10機本土より到着。	対アフガニスタン軍事行動態勢が進行。パキスタンは臨戦態勢へ。 タリバン政権、テロへの関与否定、ビンラディン氏の米への身柄引き渡し拒否を表明。
9/14 米上下院、緊急支出400億ドルを可決。武力容認決議を採択。大統領、非常事態を宣言。予備役招集開始。 米捜査当局、実行犯16人のビンラディン氏との関係確認と発表。		横須賀基地からイージス巡洋艦カウペンズ出港。厚木基地で空母の艦載機発着訓練開始。自治体へは未通告。 佐世保、給油艦ラバハノック横須賀に向け出航。	タリバン政権外務省、対米協力の隣接国に報復声明。外国人に国外退去命令。 パキスタン政府、米軍機の領空飛行や空港使用、国境閉鎖認可。 アフガニスタン「北部同盟」最高指導者マスード氏の死亡確認。
9/15 国防総省、本土防衛作戦を「ノーブル・イーグル」と命名。	アーミーテージ国務副長官、「日本の旗を見せてほしい」と発言。	嘉手納基地からKC135空中給油機2機とF15戦闘機がアラスカへ。 横須賀基地からイージス艦ピンセンスとカーチスウィルバーが出港。給油艦ラバハノック、横須賀基地に寄港。原潜プレマートン、東京湾口付近に停泊。 那覇軍港に停泊の高速輸送船、攻撃ヘリ数機を積載。海兵隊はテロとは無関係と説明。 岩国航空基地でミサイルと思われる兵器数個が倉庫へ移動。	パキスタン、タリバン政権に特使派遣を決定。 パキスタン特使、タリバン幹部に「3日以内の」引き渡し求めたが結論出ず。
9/16 パウエル国務長官、タリバンと直接接合、引き渡し要請の方針。行方不明者数5,097人(NY市)、国防総省、188人死亡。	首相、山崎自民党幹事長に新法検討を指示。 首相、ベーカー駐日大使に報復措置を支持する考え伝える。 福田官房長官、記者会見でアフガニスタンは「周辺ではない。」	政府、テロ対策協議会を発足。後方支援で新法検討へ。 対インド、パキスタン経済制裁解除の検討に入る。 政府・与党、今回のテロ報復に限定した対米支援特例法検討。	国連安保理、98年事件ビンラディン氏引き渡し決議実行要求。
9/17 行方不明者数5,422人(NY市)	首相、対米支援について与党3党の調整を急ぐよう指示。自衛隊法改正案についても協議を指示。	相模総合補給廠、石油パイプラインらしきコンテナ搬出作業開始。広弾薬庫、弾薬運び込み。	
9/18 大統領、訪米のシラク仏大統領と会談。	首相、自衛隊派遣を含む7項目の対応策を発表。防衛庁、海自支援艦隊の編成案を検討。	佐世保、原潜プレマートン入港、エセックスにミサイル?積み込み。沖繩グリーンベレー中東方面へ。	アナン事務総長、武力行使に新国連決議不要の見解。
9/19 国防長官、戦闘機100機以上湾岸地域展開を命令。報復攻撃に「多国籍軍は編成しないと発言。ライス大統領補佐官、記者会見で武力行使に新国連決議不要の見解。フライシャー報道官、自衛権を強調。 大統領、イワノフ・ロ外相ら、会談			
9/20 大統領、ブレア英首相と会談。 大統領、上下両院合同会議で演説。対テロ総力戦を宣言。			

第107議会 第一会期

合衆国に対して加えられた最近の攻撃の責任を負う者に対して、合衆国軍隊を使用することを認可するための合同決議 (S J RES 23 2001 9.14)

2001年9月11日、合衆国およびその市民に対して許し難い暴力行為がなされたゆえに、そして、

このような行為は、合衆国が自衛権および国内外の合衆国市民を保護する権利を行使することを、必要かつ適切ならしめているがゆえに、そして、

これらのゆゆしき暴力行為によってもたらされた、合衆国の国家の安全および外交政策への脅威に照らし、そして、

このような行為は、合衆国の国家の安全および外交政策への異常かつ非常なる脅威をもたらしているがゆえに、そして、

大統領が、憲法の下に、合衆国に対する国際テロ行為を抑止し予防する行動をとる

権限を持っているがゆえに、いまや、それゆえに、

招集され開会中のアメリカ合衆国の上院および下院は、次のことを決議する。

第1節 短い標題

この共同決議は、「軍隊使用の認可」と引用する。

第2節 合衆国軍隊の使用の認可

(a) 総論 - 2001年9月11日に起こったテロ攻撃を計画し、認可し、実行または援助したと大統領が決定する国家、組織または個人に対して、または、そのような組織または個人を隠匿したと大統領が決定する国家、組織または個人に対して、そのような

国家、組織または個人による合衆国に対するさらなる国際テロ行為を予防するために、大統領は必要かつ適切な武力を使用することを認可される。

(b) 戦争権限決議の要件 - -

(1) 特定法定認可 - - 戦争権限決議の第(a) 1節に従って、議会は、この節が戦争権限決議の第(b) 1節の意味する範囲内における特定法定認可となることを目的としていることを、宣言する。

(2) 他の要件の適用 - - この決議のどの条項も、戦争権限決議の他の要件にとつてかわることはない。 (訳: 川崎哲)

注: 上院、賛成98反対0。
下院も同日決議(H J RES 64)、賛成420反対1。反対はバーバラ・リー。

米国の戦争権限決議(1973年)では、第8(a) 1節で明確な立法によってのみ交戦できる。第5(b)節では、武力行使は60日以内に終わらせるのが原則だが、本決議第2(b) 1節で定めるような特定認可が与えられるとその例外となる。

2000年11月に結成されたインドの「核軍縮と平和のための連合」(CNDP)は、米国のNMD・TMD計画に反対する文書を作成した。インド政府は米国支持を打ち出しているだけに、市民レベルでどのような議論があるかを知るうえで参考になる。以下「要旨」の部分を全訳する。(藤田明史)

インド「核軍縮と平和のための連合」は米国NMD・TMD計画に反対する

1 米本土ミサイル防衛(NMD)と戦域ミサイル防衛(TMD)システムは、とりわけ米国本土そして同盟国および地域に駐留する米軍を保護するためのミサイルの盾を構築するために、米国の努力と計画を包含するものである。その目的は迎撃ミサイルをもつことであり、それは突入してくる核兵器搭載ミサイルを、核弾頭が解放される以前に飛行中に突撃し破壊することができる。究極的にはその目的は、飛行中のみならず地上にある目標物を突撃・破壊するために、(迎撃ミサイルだけでなく)宇宙を基地とするレーザーおよび

じている。このことは核戦争に勝利し、核の打ち合いになっても勝利できる能力を与えてくれるであろうと米国は信じている。こうしたことは他のすべての国に対する政治的な優位を米国に与えるであろう。1972年の米国と旧ソ連間の対弾道ミサイルシステム制限条約(ABM条約)は特にこのような本土ミサイル防衛の開発を禁じているから、米国はロシアの同意を得てこの条約を廃棄するか修正しなければならない。「修正」という言葉はロシアのめんどろを立てることができるものである。というのは、米国が受け入れ可能な修

インド政府は米国に対して、その未来世界の構想においてインドは米国の忠実な同盟国になるということを必死に説得しようとしている。

レーザー誘導システムを装備する「スターウォーズ」のための完全な武器システムをもつことである。

2 米国は、今後20年の間に米本土を攻撃する核兵器搭載大陸間弾道ミサイルを開発するかもしれない「ならず者国家」から、自国および同盟国を守るための盾を必要とすると言う。しかしこれは言い訳であり、NMD・TMD計画の背後に隠された真の理由ではない。

3 真の理由は簡単に明白である。冷戦終了後、米国は世界の他のすべての国を支配できる地位にある唯一の国であると自国をみなし、これを永続化したいと望んでいる。NMD・TMD計画は米国のために絶対的な安全保障(敵対国からの核兵器からさえも)および一国による世界支配、とりわけロシアおよび中国に対するを達成しようとする試みである。

4 米国は攻撃的および防衛的戦闘能力の組み合わせを開発することでこれら二つの目的を両方とも達成できると信

正とはこの条約の本来の目的を否定するものだけだからである。さらに完全なスターウォーズ計画は包括的な宇宙監視を独占し、宇宙を基地とする兵器を通じる将来の「宇宙の戦場」を制御するためのすべての新技術を提供するであろうと信じられている。この宇宙支配は米国の通常兵器をもかつてないほど強大なものにするであろう。

5 米国のこの世界支配の追求は第二次核時代の先触れにすぎないであろう。より長期的には、米国と中国またはロシア間の一時的な条約がどのようなものであろうと、中国およびロシアは米

NMD・TMD計画は、核兵器を通じての安全保障の追求は基本的に狂気に他ならないということによりはつきりと表現している。

国の野心と計画に対する対抗策を試みそして開発するであろう。両国は自国の防衛の盾の開発を試み、より多くのミサイル、より多くのより大きい核弾頭、おどろシステム等を建設することにより、米国の盾に負荷をかけ、崩壊させ

ようとするであろう。最後の結末は、より致命的で不安定な兵器類におけるもう一つの核軍拡競争であり、軍事化、核兵器化、および宇宙における軍備競争の新しい場の出現である。このことは核兵器競争と緊張が激化し、これまでにない危険が発生し、世界は全面的な核廃絶からいっそう離れていくことを意味する。

6 こうした盾の建設は不可避であるのではまったくない。技術上の困難はそれ自体としては米国がそうした方向に行くのを妨げないが、これらの困難は本当であり手ごわいものである。スターウォーズ計画に対して政治的な反対を組織し、広め、それに成功するために多くの時間が残されている。こうした反対は市民社会にそして多くの国の政府に広がることであろう。

7 インド政府はしかしながらまったく不幸にもNMD・TMD計画を支持してきた。米国は世界支配という高い賞金を目当てに賭けを行っているが、インドは非常に低い賞金を目当てに、核兵器の地位に関する米国の高い承認の獲得、経済制裁の早期の解除、国連安全保障理事会の常任理事国入りを求めるインドへの支援、より多くの両用技術の供与等を要求しているにすぎない。インド政府は米国に対して、その未来世界の構想においてインドは米国の忠実な同盟国になるということをも必死に説得しようとしている。

8 インドの無思慮なNMDへの支持は、中国がインドを戦略的な敵対国とみなすことに押しやっている。このことはインドの地域的な安全を高めることにはならない。さらにインドと米国との関係は本来的に一方的である。米国は自国の欲することをインドに強制できるが、逆はなり立たない。戦略的な自主性を失うのはインドであり、インドの

米国への従属と依存が増大することによって米国の選択肢は増大する。NMD・TMD計画は中国を軍備拡張へと強制するが、そのことがインドに同様の軍備拡張の口実を与え、さらにその

8ページ左上へつづく →◆

極秘電報が暴く 米空母母港史の真相

民は之を知らしむべからず

梅林宏道・中村桂子

前回までの内容：

覆った横須賀撤退の決定
第109-10号(2000年3月1日)
第111号(2000年3月15日)
第113号(2000年4月15日)

操られる情報：隠蔽と歪曲と誇張
第114-5号(2000年5月15日)
第147号(2001年9月15日)

核付き事前協議、そして黙認(上)

ホットな核兵器問題

核問題にかかわる懸念は、空母母港化の話が打診された当初から、常に米政府側の念頭にあった。連載ですでに述べられているように、1971年1月18日、6隻の駆逐艦と1船隊の参謀、そして追加として空母1隻の佐世保母港が検討されているという極秘情報が国務省から大使館に初めて伝えられた。⁽¹⁾この報告を受けて後、ジョンソン国務次官に宛てた返答のなかで、マイヤー駐日大使は、空母母港に伴うもっとも重大な懸念材料として、核兵器の問題を即座に指摘した。「さらにホットな問題は核兵器の問題、とくに空母積載の核兵器の問題だろう。」⁽²⁾

その翌日、マイヤー大使は、空母母港化に対する日本の予測される反応について国務省に回答した文面で、「困難な核兵器の問題」の存在を繰り返した。「日本では他の軍艦より空母に核兵器が搭載されている可能性が高いと考えられている。空母は確かに最近、あまり大きな問題を起こさずに横須賀や佐世保に寄港してきた。しかし、空母が日本を母港にしたことはかつてなかった。母港となれば、核兵器を搭載しているかどうかの問題は、容易には避けられないであろう。大使館の判断では、今後この問題は日本における非常に本質的な政治問題として続く。」

同文面でマイヤー大使は、佐世保と横須賀を比較し、核兵器問題を考えるならば、横須賀のほうが地の利を得ていると結論づけた。「佐世保と比較して、基地の広さや市街区域からの距離から考えて、おそらく横須賀のほうが目につきにく

い。このように、横須賀での母港化は可能であるとしながらも、マイヤー大使は、「首脳レベルでの日本政府からの同意とともに、注意深く探っていくことが必要である」と示唆した。⁽²⁾また、同日付けのブラウン東アジア担当から国務次官への覚書においても、核兵器への疑惑とそこから派生する政治的問題は、母港化に伴う懸念事項の一つとして指摘されている。⁽³⁾

この10日後、連載ですべられたように、ブラウイン調査団の訪日の際に、横須賀への空母の母港化が優れた選択であると確信したマイヤー大使だが、同時に、母港化に伴い、日米安保条約上の事前協議に関する問題が浮上することを明確に指摘した。「空母の母港は事前協議の取り決めにおける核兵器の持ち込み(イントロダクション)の問題を発生させるだろう。これは、我々も日本政府も、絶対に避けたいところだ。」⁽⁵⁾

母港の特殊性

マイヤー大使が事前協議を問題にした背景には、核兵器問題についての日米間で結ばれた条約の問題があった。よく知られているように、日米安保条約に基づき、核兵器の日本への持ち込みは事前協議の対象になる。そして日本政府は「持ち込み」には、核兵器搭載戦艦の領海通過や寄港を含めるとし、事前協議があれば核兵器の持ち込みを拒否する、と国民に対し繰り返し説明してきた。またこれをさらに進めて、事前協議がない以上、核の持ち込みはない、という論理を繰り返してきた。

米国民も、日本政府のこのような方針を知っていた。例えば、1971年12月12日付

の『ニューヨーク・タイムズ』に横須賀母港化の記事が掲載された後、国会では核兵器疑惑をめくり議論となったことは前回で触れた。そのとき佐藤首相が、非核三原則厳守を繰り返し、「もし核兵器のイントロダクションについての事前協議があれば、すべての場合において、その答えが否定的なものであることは明白である」と述べたことが、大使館から国務省に報告されている。⁽⁶⁾

ところが、実際は、すでに1963年4月に、ライシャワー駐日米大使と大平外務大臣の間で、「核兵器を積んだ艦船の領海通過や寄港は、事前協議の対象とはならない」という解釈について合意がなされていたことが、1999年に公表された公文書で明らかになっている。(日本政府はこのような合意は知らないと現在でも否定している。)

大切なことは、空母の母港問題は、この大平・ライシャワー合意で処理できる範囲を超えていたことである。「母港」の概念は、あきらかに大平・ライシャワー合意で言及されている領海通過でもなければ寄港でもなく、むしろ、米側がイントロダクションの一形態であると説明している「配置(プレイス)」に限りなく近い概念であった。

この問題を避けるため、ジョンソン国務次官は核抜き母港の検討を国防省に依頼した。1972年6月29日の国務省内部メモにより、ジョンソン次官がレアド国防長官に対し、「東アジアに関する代案の可能性、核兵器を搭載しないで日本に空母を置くことの評価、事前協議と日本への核兵器の持ち込み(イントロダクション)に関する見解」を尋ねたことが明らかになっている。⁽⁷⁾

レアド長官の拡大解釈

これに対するレアド長官の回答は、核抜き母港の可能性を明白に否定するものであった。レアド長官からロジャース国務長官に宛てた手紙の中で、「我々はこの代替案を注意深く検討した。しかし、軍事的に現実的ではないし、法的にも必要のないことである」と述べている。

軍事的に現実的ではないという論拠を、レアド長官は次のように説明した。

「日本を母港とする空母に核兵器が搭載されないことは、その軍事的有用さを本質的に損ない、同じ戦域にいる他の

生物兵器禁止条約 (BWC)

米国、議長テキストを拒否 - - 再検討会議に暗雲

杉島正秋 (朝日大学)

核能力を持った部隊に作戦上の支障をきたす。このような能力の低下は米国、日本共に望むところではない。さらに、米国の世界的な観点から見て、この問題に関して日本の要求を飲むという先例をつくると、世界中の他の国々から同様な要求が出てくる可能性がある。そうなれば、最終的には海洋核抑止力の重要な部分の存続に対する脅威となるかもしれない。^{〔8〕}

また、法的な側面に関しては、大平・ライシャワー合意を持ち出して、次のように主張した。

「法的には、日本政府とのこの問題についての交渉の記録はきわめて明確である。1963年4月にライシャワー大使が大平外相とこの問題を議論したとき、大平外相は、『日本の領海や港にいる軍艦に搭載されている核兵器の場合には、事前協議条項は適用しない』というライシャワー大使の理解を確認した。それ以来、この解釈に異論を唱えた日本政府はいない。^{〔8〕}

このリード見解には巧妙な文脈のすりかえがある。つまり、大平・ライシャワー合意においては、その妥当性は別として、通過や寄港という一時的な核兵器の持ち込みを事前協議の対象から外すという確認をした。それを、軍艦上にさえ載っていれば、たとえ日本を拠点として居座っていても、持ち込みに当たらず、事前協議の対象にならないという拡大解釈をしたのである。

リードの洞察

リード長官は、日本への核の持ち込みに関して、ジョンソン次官とは異なる見解を強調した。

リード国防長官が、日本に核付き母港を認めさせるべきだと考えた背景には、日本の指導者層にその素地があるという彼の洞察があった。彼は日本の指導者層の核兵器に対する考え方について興味深い指摘を行っている。

「核兵器問題に関しては、政府の内外において、責任感と思考力のある日本人が、我々の軍艦のうちの数隻に核兵器が搭載されている可能性を受け入れていると信じている。^{〔8〕} ニクソン・ドクトリンにより、我々の重大な責任の一つは、極東地域に核の盾と信頼できる抑止力体制を提供することである。日本は確実に、自国に米国の核の傘が必要である

7月25日、ドナルド・マーレイ米軍縮大使は、ジュネーブで生物兵器禁止条約 (BWC) の追加議定書案を審議している BWC 締約国アドホック・グループの会合で、3月末にトット議長 (ハンガリー) から締約国へ提示された議長テキスト (本誌143号参照) について論評し、これでは BWC 遵守に対する信頼を強めるというアドホック・グループの任務は達成できないと述べた。大使は、議長テキストで構想されている検証措置では、BWC の検証能力が向上しないのみならず、国家安全保障や企業活動にかかわる情報の漏洩が生じる危険があることなどに言及し、テキストが米国にとって受け入れがたいものである、というかねてから非公式には伝えられていた否定的評価を公けにした。

米国が議長テキスト不支持を明言したことで、アドホック・グループの作業は暗礁に乗り上げ、毎会期末に採択していた作業報告書も採択できぬまま8月18日未明に閉会した。マーレイ大使は、米国が BWC の強化について新たなアプローチを数カ月以内に提案する意向であると述べたものの、公式の提案はまだ行われていない。ブッシュ (父) 政権は、BWC への検証措置導入について BWC の検証は不可能であるとの立場から消極的であったが、検証懐疑派の高官たちに囲まれた「孝行息子」米父の立場を踏襲した、ということであろうか。

こと、そして我々が核を装備し、訓練を受けた軍隊を配備する必要があることを認識している。^{〔8〕}

ここに現れているリードの認識は、まず第一に空母が核兵器を積んでいることを当然の前提としていること示している。そしてさらに、日本の指導者層が、核の傘のために核搭載が必要であると考えているに違いない、との確信を示しているのである。

その後、リードの拡大解釈にそって、日本への説得が行われることになる。

アドホック・グループが議定書案のとりまとめに失敗したことで、この11月19日から12月7日にジュネーブでの開催が予定されている第5回 BWC 再検討会議では、BWC 強化の方策について、検証措置導入の可否も含めた文字どおりの再検討が不可避となった。

この間、日本政府は、大量破壊兵器不拡散の観点から BWC への検証措置導入を積極的に支持してきたが、交渉担当者が言明していた「米国が受入可能な検証体制を構築する」という目標は達成できなかった。第5回再検討会議へ日本がどのような姿勢で臨むのかは、現時点では不明である。

BWC 発効から25年以上が経過し、BWC 締約国は140を超えている。ところが、BWC が広汎な国際社会の支持を獲得しているかのように見える一方で、条約違反への懸念、たとえば締約国による生物兵器の開発・製造などへの疑惑は一向に消滅する気配がなく、生物兵器禁止体制への信頼感が締約国の増大に比例して高まっているとはいいがたい。この奇妙な事態に歯止めをかけることができるかどうか、来るべき再検討会議にあたり締約国に課せられた重大な任務といえよう。(なお、外務省は近年、Review Conference を「運用検討会議」と訳しているが筆者は従来の「再検討会議」の方が適切と考え、この名称を本稿でも用いていることを申し添える)

文献:

- (1) 1971. 1. 18. 在日米大使館への国務省・国防省合同メッセージ。国務省009367。極秘。
- (2) 1971. 1. 21. マイヤー駐日大使からジョンソン国務次官。アイズ・オンリー。東京605。極秘。
- (3) 1971. 1. 22. マイヤー駐日大使から国務省。東京00625。極秘。
- (4) 1971. 1. 22. ウィンスロップ・ブラウン東アジア担当から国務次官へ。極秘。
- (5) 1971. 2. 1. マイヤー駐日大使から国務省。東京00925。極秘。
- (6) 1971. 12. 21. マイヤー駐日大使から国務省。東京12500。極秘。
- (7) 1972. 6. 29. 国務省内部メモ。ロナルド・スピアからエド・デイ。極秘。
- (8) 1972. 6. 17. 国防省からウィリアム・ロジャース国務長官。7210529。極秘。

◆◀ 5ページからつづく

ことがパキスタンに軍備拡張を迫るであろう。すなわちNMD・TMD計画によって地域の核兵器競争はいっそう激化することになる。

9 NMD・TMD計画は、核兵器を通じての安全保障の追求は基本的に狂気に他ならないということをよりはっきりと表現している。このような過度の水準の核兵器をもつ国は、いっそうの不安定を感じ、米国のようにより新しくより危険な高さにまで核兵器開発を行うか、「指導者に追随する」という馬鹿げた動的過程にとらわれ、絶えざる核兵器の準備と開発を強いられるかである。最後の結末は、これら核兵器国をも含む全体として、より安全になることは決してなく、より危険で、より不安定で、より

強い緊張に満ちた、より高度に核兵器化された世界である。

なお本文の最後にはインドの可能な選択肢が次のように述べられている。これがこの文書全体の結論と考えられる。「しかしインドは一つの選択肢をもっている。核兵器を全面的に放棄して、不

断の核軍拡というこの馬鹿げたエスカレーターから降りることである。こうすることによって、インド自体がより安全になるだけではなく、核兵器の完全かつ永久の廃絶を通じて、世界をより安全にする闘いをいっそう強めることができるであろう。」

ピースデポ関西読者会のお知らせ

ピースデポ代表、梅林さんと話そう

-- 外務省交渉報告、テロ関連 --

日時: 10月21日(日)
10時30分 ~ 12時30分

会費: 1000円

場所: 京都市、烏丸丸太町
せいきょう会館(4F)・・・
京都駅から市営地下鉄(10分)
丸太町駅下車、7番出口。京都
新聞社南側ビル。

*昼食交流をご希望の方、その他問合せはピースデポ京都地域ポスト
有地淑羽 ありちよは まて。電話/FAX: 0774-63-1688

日誌

2001.9.6 ~ 9.20

(作成: 吉澤庸子、中村桂子)

ABM = 対弾道ミサイルシステム / CIA = 米中央情報局 / MD = ミサイル防衛

9月7日付 北朝鮮が98年発射の「テポドン」が北朝鮮側により人工衛星運搬ロケット「白頭山1号」と命名されていることが明らかに。

9月7日 米国防次官補代理、台湾への武器売却手続きについて「普通の国のように扱う」と述べる。

9月7日 CIA、大量破壊兵器技術の拡散について昨年7~12月の報告書一部を公表。中国のパキスタンやイランへの支援疑惑を指摘。

9月7日 中国外務省報道局長、MDと核増強の交互容認を受入れる気はないことを表明。米が中国の核増強を容認との報道否定。

9月8日 米上院軍事委員会、MD開発予算を削減し、米口間のABM条約に違反する実験の実施を事実上不可能にする修正案を可決。

9月11日 米国においてハイジャック航空機による同時多発テロ事件発生。(別年表を参照)

9月13日 口外務省筋、米の同時多発テロで延期されていたABM条約の改廃をめぐる米口外務次官級協議を17日に開催することを明らかに。

9月14日 英首相、テロリストが核兵器や生物破壊兵器を使用する可能性を示唆し、一層の監視強化を警告。

9月17日 米國務次官、MD問題などをめぐるロシアとの包括的協議について同時多発テロ事件後も継続の意向を強調。

沖繩

9月6日 超党派国会議員、普天間移設先、辺野古海岸を視察。

9月7日 県と那覇市、那覇軍港移設に関する協議会設置問題で、浦添市を含む3者調整必要と

の見解で一致。

9月7日 ウルフォウイツ米国防副長官、中谷防衛庁長官とサンフランシスコで会談。沖繩駐留兵削減の可能性を示唆。

9月7日 辺野古海岸を環境調査した日本科学者会議、記者会見で普天間移設を批判。

9月7日 訪米中の尾身沖繩担当相、國務省、国防省で会談。沖繩の負担訴える。外交評議会の講演で、沖繩問題の重要性強調。

9月7日 知事、軍港移設協議会設置問題で、那覇、浦添両市の意見聴取、調整を図ると表明。

9月10日 日米外相会談、米側は地位協定改定に否定的。県は「運用改善は限界」と不満。

9月11日 北谷町の暴行事件被告の米軍曹、初公判で起訴事実否認、無罪主張。

9月11日 知事、地位協定抜本的見直しを含めた基地問題解決を首相に直接要請。

9月11日 米同時テロを受け、在沖米海兵隊、最高度の厳戒体制「レベルD」へ。

9月13日 仲村内閣府副大臣、日米地位協定、在沖米軍の兵力構成の見直しを副大臣会議で提起する考え明らかに。

9月14日 沖繩地区税関、テロ防止対策特別プロジェクトチームを設置。

9月14日 知事公室長、テロ情報の事前提供を四軍調整官事務所、米総領事館、外務省沖繩事務所に要請。

9月17日 沖繩弁護士会、暴行事件被害女性の人権救済申立てに対し、報道被害を認め、新潮社に勧告。

9月17日 普天間移設で、防衛施設局がヘリの騒音調査の実施計画を明らかに。

9月18日 田中外相、衆院外務委員会で、東門議員(社民)の米軍基地の危険性指摘に対し、駐留は必要と答弁。

9月18日 名護市長、普天間代替施設の軍用部分の拡大を拒否。

9月19日 鈴木宗男(自民)記者会見で軍港移設協議会設置問題に関し、那覇市の参加を好ましくないとする浦添市の主張に理解を示す。

今号の略語

ABM = 対弾道ミサイルシステム

BWC = 生物兵器禁止条約

DC = ワシントンD.C.

FBI = 連邦捜査局

ICJ = 国際司法裁判所

NATO = 北大西洋条約機構

NMD = 国土ミサイル防衛

NY = ニューヨーク

TMD = 戦域ミサイル防衛

ピースデポの会員 になって下さい。

会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。

宛名ラベルメッセージについて

- ・会員番号(6桁): 会員の方に付いています。
- ・「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。
- ・「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読(年6,000円)の更新をお願いします。
- ・メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

掲載記事に関するお問い合わせ先
梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>
川崎哲 <kawasaki@peacedepot.org>
中村桂子 <nakamura@peacedepot.org>

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、川崎哲(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳絢子、池田佳代、大澤一枝、木村千里、佐藤毅彦、津留佐和子、村上由美、山下みほこ、吉澤庸子、梅林宏道